

令和7年大網白里市議会第3回定例会総務常任委員会会議録

日時 令和7年9月11日（木曜日）午後1時00分開会

場所 本庁舎 3階 第一会議室

出席委員（6名）

土 屋 忠 和	委 員 長	黒 須 俊 隆	副委員長
斉 藤 完 育	委 員	猪 崎 紀 人	委 員
上 代 和 利	委 員	北 田 宏 彦	委 員

出席説明員

財 政 課 長	森 川 裕 之	財政課副課長	山 本 卓 也
財政課副主幹 兼契約管財班長	小 林 貴 大	財 政 課 主 査 兼 財 政 班 長	加藤岡 大 祐
財政課副主査	三 浦 雅 人		
参 事 (総務課長事務取扱)	田 邊 哲 也	総務課副課長 兼選挙管理委員会書記長	高 橋 和 也
総 務 課 主 査 兼 行 政 班 長	秋田谷 知 則	総 務 課 主 査 兼 人 事 班 長	猪 野 一 洋

事務局職員出席者

議会事務局長	鵜 澤 康 治	副 主 幹	松 本 剣 児
主 任 書 記	小笠原 勇		

議事日程

第1 開会

第2 委員長あいさつ

第3 協議事項

(1) 陳情（新規付託案件）の審査

- ・陳情第 8 号 市長を対象にした政治倫理条例を制定してもらうための陳情
- ・陳情第 9 号 市民の意見を尊重し、道の駅の建設を止めてもらう為の陳情

(2) 条例等付託議案の審査

- ・議案第 1 号 令和7年度大網白里市一般会計補正予算（第3号）（財政課）
- ・議案第 6 号 職員の育児休業等に関する条例及び大網白里市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（総務課）
- ・議案第 8 号 大網白里市議会議員及び大網白里市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について（総務課）
- ・議案第10号 財産の取得について（財政課）

第4 その他

第5 閉会

◎開会の宣告

○副委員長（黒須俊隆副委員長） ただいまより総務常任委員会を開催いたします。

（午後 1 時 0 0 分）

◎委員長あいさつ

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 最初に委員長からあいさつをお願いいたします。

○委員長（土屋忠和委員長） 皆様ご苦労様です。

今回当常任委員会で協議する内容は、陳情が 2 件、議案が 4 件であります。

いずれも重要な案件でございますので、慎重な審査をよろしくをお願いいたします。なお、本日も A I 反訳システムを使用しますので、皆さん必ずマイクの使用をお願いいたします。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） ありがとうございます。

続きまして、協議事項に入らせていただきます。委員長、進行をお願いいたします。

○委員長（土屋忠和委員長） 傍聴希望者はおりますか。

（「おりません」と呼ぶ者あり）

○委員長（土屋忠和委員長） いないようですので、次に進みます。

本日の出席委員は 6 名です。

委員会条例第 14 条の規定による定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

◎陳情第 8 号 市長を対象にした政治倫理条例を制定してもらうための陳情

○委員長（土屋忠和委員長） ではこれより、当常任委員会に付託となった陳情第 8 号 市長を対象にした政治倫理条例を制定してもらうための陳情の審査を行います。

陳情の内容については、すでにお配りしておりますので、朗読を省略させていただきます。

それでは、委員の方々の意見を伺いたいと思います。

どうぞ。

（発言する者なし）

○委員長（土屋忠和委員長） いかがですか。

北田委員。

○北田宏彦委員 このことにつきましては、前回も申し上げたことでございますが、今日の午

前中も政治倫理検討会議を開いております。そういう中でしっかりと議論進めておるところでございますので、それらがきちんと固まってから、我々が、議員が自ら襟を正したのだから市長にも同様の条例をつくったらいかがかということで、そのタイミングが今ではないと私は思います。

以上です。

○委員長（土屋忠和委員長） 他の委員の方。

上代委員。

○上代和利委員 私も前回、第2回の定例会のときと、同じような感じになるんですが、陳情のご意見もわかるような気がします。

でも今日も先ほど今、北田委員からもありましたが、午前中に政治倫理検討会議もですね、粛々と今進めております。これを今、見定めて、そしてその後に検討していただけたらと、第2回とさほど変わりませんが、そのように思います。

以上です。

○委員長（土屋忠和委員長） 他の委員の方。

黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） この方はこれまでも陳情等行われてきた。また、陳情の中で仰っておられたんですけど、市長に対して、市長への手紙等でも直接、倫理条例をつくって欲しいということを複数回申し入れている。

そういう中で、今回の陳情の中で市長は政治倫理条例を制定するの嫌と考えているようですって書いてあるんですけど、これはこの佐藤さんが、これまで請願・陳情は議会に対するものだけど、市長に直接、市長への手紙等で、政治倫理条例の制定をお願いしている中で、何年も何年も進まない。そう1年2年だったならば、考えているとかそういうことなのかもしれないけれども、5年も6年も全く進まない。

実際、私も一般質問等であると思いますし、そういう中では市長が、政治倫理条例を制定するのは、する気がないだろうというのは、私もこの陳情者と同じ意見。そういう意味において、今、議会がその政治倫理条例を制定するかどうか、検討会議で議論を進めているということは全く関係なく、市長に対する政治倫理条例の制定が必要なのかどうか、これをこの委員会ではしっかりと、審査して、審査するべきだと私は考えます。

実際、議員に対する検討会議においては、今のところ、これからまだ何回かやる中で、どうなるか分かりませんが、条例制定には否定的な議員が圧倒的多数で、条例は制定されない

ことが、今の情勢ではあります。

しかしながら、議員に対する政治倫理条例と市長に対する政治倫理条例は全く違うものなので、じゃあ議員に対する政治倫理条例ができなかったら、市長に対する政治倫理条例はいらないってそんなふうに、逆にその北田委員のような考え方だとねそうになってしまう可能性もあるわけですよ。

我々がしっかりとしたもの固めて、市長にも申し入れて、そういうような内容のことを北田委員が仰ったと思うんですけども、その北田委員その議会運営委員会委員長の中で、政治倫理条例あるいは政治倫理規則的なものに、より積極的な中で、ちょっと検討会議が始まったと思うのでね、当然、できるものとしての発言なのかも知れないですけども、実際は検討会議では、政治倫理条例はできない可能性が今ある中で、じゃあ議会で政治倫理条例が必要ななかったら市長の政治倫理必要ないのかっていうことは全く違うものなので、そういう議論とは分けて考えるべき、そんなふうに私は思うわけです。

例えその、自分たちはいろいろその理由は分からないですよ。いろいろ面倒なことが起きる可能性があるとかね、自分が不正行為をしても、倫理条例で何らかの対応しなくて済むからとかそういう議員には議員の考え方があるのかも知れないけれども、この陳情は、あくまでも陳情第8号は、市長を対象にした政治倫理条例を制定してもらうための陳情だと書いてあるわけで、この間佐藤さんも議員に対する条例の陳情と、市長に対する陳情をはっきりと以前は一緒にしていたものを分けて、市長に対する政治倫理条例を制定してもらう陳情という形でこの間出されているわけです。

市長に対する政治倫理条例については、これまでも何度か討論させていただきましたが、何ていうか市長という大変権力、予算提案権そういうものを持っている市長に対して、政治倫理的に問題ありませんよというふうにね、そんな政治倫理に問題あるような市長ではありませんよと市民に対して担保できるためのそういう条例だということだと私は考えております。

政治倫理条例1つつくることに対して、まともなコメントもせず、10数年、陳情者の申し入れを無視している市長に対しては、この陳情のとおり、議会から市長に対してしっかりと、何ていうんですか、この陳情の中では、入札監視委員会の話を書いてありますけれども、入札監視委員会の時のように議会の意見としてはね、市長の政治倫理条例つくることが望ましいんだという、そういう意思表示をして、これまで、あまりそのつくりたがっていない、政治倫理条例制定したがない市長に対して、議会の意思をはっきりとさせて、その上で市長、

に判断をさせるということが大切なアプローチだというふうに考えますので、私の意見。討論はしませんが、この陳情に賛成だということを併せて表明して終わります。

○委員長（土屋忠和委員長） 他の委員の方、いらっしゃいます。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（土屋忠和委員長） ではないようなので、次に討論ですが希望者はありますか。

黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 討論ではないんですけども、これまで不採択にする、されていることが続いていると思うんですが、不採択にすると、その議論の内容としては、今回も上代委員、北田委員、今じゃないと。そういう内容でね、市長の政治倫理条例をつくるべきじゃないということは一言もこれまで仰られていないわけだから、そういう意味では、私はこの段階で全く分けてね、議員と市長を分けて採択するべきだとは思いますが、不採択にされると、議会としてはつくる必要ないというような逆のメッセージと受け取られてしまう可能性が高いのでね、不採択にするんだったら、継続審査にしてね、上代委員や北田委員がの言うように、議会で決定を待つまではね継続審査にした方がいいんじゃないのかと考えます。

○委員長（土屋忠和委員長） では他の方。

（発言する者なし）

○委員長（土屋忠和委員長） 意見が出尽くしたようなので採決に移りたいと思いますが、先ほど、黒須副委員長から継続審査の意見があったので、ここで継続審査の採決をいたします。

ただいま、陳情第8号について継続審査を望むご意見がありましたので、まず継続審査とすることについての採決をいたします。

お諮りいたします。

陳情第8号を、継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（土屋忠和委員長） 賛成少数。

よって、陳情第8号の継続審査は否決されました。

継続審査が否決されましたので、これから結論を出していただきます。

お諮りいたします。

陳情第8号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（土屋忠和委員長） 賛成少数。

よって陳情第8号は不採択と決定いたしました。

以上で陳情第8号の審査を終わります。

◎陳情第9号 市民の意見を尊重し、道の駅の建設を止めてもらう為の陳情

○委員長（土屋忠和委員長） 続いて、陳情第9号 市民の意見を尊重し、道の駅の建設を止めてもらう為の陳情の審査を行います。

陳情の内容についてはすでにお配りしておりますので、朗読を省略させていただきます。

それでは委員の方々の意見を伺いたいと思います。どうぞ。

（発言する者なし）

○委員長（土屋忠和委員長） では意見がないようなので1人ずつお話をしていただきましょうかね。

上代委員どうぞ。

○上代和利委員 すみません、読まさせていただきます、こういう道の駅構想というか、という部分は賛否両論というのは否めない。いろんな、こっちの方は賛成している、こっちの方は反対している。いろんなあると思います。

でも、これも本当に毎回で申し訳ないんですが、確かに方針というか、諮問ですかね、今、検討委員会の段階ですので、本当に何とも申し上げられないというようなところでございます。

ですので、今後の動向をもう少し検討して、見定めていきたいというふうに思いますので、不採択とさせていただきます。

以上です。

○委員長（土屋忠和委員長） では斉藤委員。

○斉藤完育委員 今、上代委員からもありましたが、私も前回の時も申し上げたんですが、現在民間活力導入可能性調査ということでなっておりますので、そこで実際に事業化が可能なかどうかというのを今検討しているという段階なので、そこを見てみたいなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（土屋忠和委員長） 次、すいません猪崎委員、お願いします。

○猪崎紀人委員 私も同じように民間活力導入可能性調査、これが今回通りまして今やってる

最中だと思うんで、これの答えが出ないことには、何ともとは思っております。

ただ、陳情者の方が付けていただいたケーブルネット296でのちょっと市長の言葉が、ちょっと読みようによっては、道の駅の事業を進めるというふうに取られるようなところがあるようにもちょっと見受けられるので、これについてはちょっとまだ決まってない話で、両方あると、造る場合も造らない場合もまだあるので、これはちょっと違うんじゃないかなとそうように思います。

以上です。

○委員長（土屋忠和委員長） 北田委員。

○北田宏彦委員 私の方の意見といたしましては前回と同様になりますが、民間活力導入可能性調査。

こちらの方の調査が、終わった段階で、判断するべきなのかなというふうに考えます。

以上です。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長お願いいたします。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 議員の方々は賛否両論あると。賛否両論あるというのは間違いないと思うんですけど、ただ議員ほどね、市民の間ではね賛成意見を私は聞いたことがない。

パブリックコメントもこの陳情者の言うとおりのほとんどが反対意見、また、もしくはすごく問題があるだろうという意見ばかりで、とても安易に進めるべき内容ではないと。

そこで委員の皆さんも安易に進めてるわけじゃなくて、しっかりとしたその調査結果を待ちたいっていうふうにこの間言ってきたわけですけども、検討委員会を待ちたいってのがこの間のずっと意見で、今度は検討委員会から答申が出ると、今度は民間活力導入可能性調査の結果を待ちたい、そういう形でどんどん先に進んでいって、民間活力導入可能性調査なんてのはあくまでも、ある一定のこちらの条件を出して、例えば、これこれ、10億円でこういう建物を造って、こういう、このくらいの赤字でどうなるか、なんて条件を出してるわけじゃなくてね、こういう条件ならできるっていう調査なんだろうと思うんですよ。

そうになると、結局は、今の道の駅、新たにできた道の駅で上手くいってる道の駅は本当に少ない中で、道の駅的なもので例えば鴨川市の「みんなみの里」のようなこれは無印良品がほとんどその、株式会社、民間業者が自分たちのためにやっているという中で、みかん1つにしても、このみかんは形が悪い、色が悪いと言ってね、全部はねてしまうような、そういう何ていうか民間業者のための道の駅を造るんだったら、それは建設費用だとかそういうも

のを民間業者、仮に何らかの形で軽減できるとしたら、それはメリットありますよ。

もう自分たちが、言うとおりにできるんだったらね。

この間湘南にできた道の駅も、湘南は商工会とか相当しっかりとした計画を練って道の駅計画に参入を希望していたわけけれども、導入されているその民間業者はそういうものはすべて、はねてね、それで湘南の道の駅においては、地元の意見は何も通らないという形になっているっていうふうに新聞記事を読みました、そうなるのが関の山でね、で、陳情者の言うとおりに進めば進むほど、実際もう、終わりにするというかやめるのが難しくなっていく、これまでの本市の様々な事業もそうです、途中でやめることはもう、本当に難しい。今だったらまだ止められる、そういう時期がまさに今。今年度なんだと思います。

民間活力導入可能性調査を待つ前に、もうこれは無理だろうということは、できるだけ早く一刻も早く、止めないと、もう後からは止めづらくなってきてしまう。これだけお金をかけてしまったんだから、やった方がいいだろうとか、そういうような方向に流されてしまう。

また、陳情者、その検討委員が賛成者ばかりだったと、全く造らないということは議論をしてない中で、賛成者ばかり集めて、こういう答申を作っていることとか、パブリックコメントは反対ばかりであることとか、あとはこの間の津波警報が本市で発令されて、ゲートが閉まったことを踏まえてね、この方15分足らずで閉まってしまう中で、とても無理だろうということだと思うんですが、実際は15分じゃなくて、10分程度で閉まり始めていって、もうこれは車はもちろんねゲートが動いてる中で、ゲートから避難するという形にはならないだろうということ、この津波警報1つとっても、非常にこの道の駅計画はずさんであり、難しい計画なんだろうというふうに思います。

以上の理由で、一刻も早く、この計画は、棚上げして、何も市長の公約ですからもうやめますと言わなくてもいいので、今回は棚上げして、また時期を待つということでもいいんだと。

この間、茂原市でも、茂原市ではいくらでしたっけその結構な額ですよ。その3,000万円とかそういう額だったような、ちょっと記憶が曖昧ですけど、かなりの額を予算付けして、それでコンサル入れて、もうほぼ造ることは間違いないわけです。茂原市ではまずドッグランを中心とした道の駅みたいなそういう計画も漏れ伝わって来ていますが、それぞれそういう明確な目標があれば、やってもいいのかも知れないけれども、本市においてこの陳情者が言ってるように、この道の駅計画の中でこの間出ている交流人口を増やすだとか、いいことはいっぱい書いてありますけど、これ道の駅じゃないとできないということではないということを陳情者は言っております。

全くそのとおりだと思います。

道の駅を造らなくても、交流人口を増やしたり、この小さなイベントを1つ1つ白里地域で重ねていくことってというのは、重要だと思います。

そのとき、あるとき、道の駅が、どうしても必要となった時はね、それは白里地域の振興策とは別に、道の駅どこに造ったらいいのかっていうことはね、この白里に限定するべきじゃないというふうに思いますし、今の段階で、無理して、危険な防災上も大変危険な道の駅を造る、そういう計画をとりあえず棚上げしてストップする、そういう意味で、この陳情に賛成をしたいと思います。

○委員長（土屋忠和委員長） 次に討論ですが希望者はありますか。

（発言する者なし）

○委員長（土屋忠和委員長） では、意見が出尽くしたようなので採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（土屋忠和委員長） お諮りいたします。

陳情第9号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（土屋忠和委員長） 賛成少数。

よって、陳情第9号は不採択と決しました。

以上で陳情第9号の審査を終わります。

◎条例等付託議案の審査

- ・議案第 1 号 令和7年度大網白里市一般会計補正予算（第3号）
- ・議案第10号 財産の取得について

○委員長（土屋忠和委員長） これより、付託議案の審査を行います。

まず担当課から付託議案についての説明を受け、説明終了後に当該議案の採決を行います。

それでは議案第1号 令和7年度 大網白里市一般会計補正予算、議案第10号 財産の取得についてを議題といたします。財政課を入室させてください。

（財政課 入室）

○委員長（土屋忠和委員長） 財政課の皆さんご苦労さまです。

ただいまから当常任委員会に付託となった議案について審査を行います。時間の関係もあ

りますので、説明は簡潔明瞭にお願いいたします。なお説明終了後に、各委員から質問等があった際は、挙手の上委員長の許可を求めてから、速やかにお答えください。

また、本日も必ずマイクを使用願います。

はじめに、課長から職員の紹介をしていただき、続けて、議案第1号及び議案第10号の説明をお願いいたします。どうぞ。

課長。

○森川裕之財政課長 財政課でございます。本日の出席職員を紹介させていただきます。

皆様から向かって、私の左隣が副課長の山本でございます。

○山本卓也財政課副課長 よろしく申し上げます。

○森川裕之財政課長 次に私の右隣ですけれども、副主幹で、契約管財班長の小林でございます。

○小林貴大財政課副主幹兼契約管財班長 よろしく申し上げます。

○森川裕之財政課長 その隣が主査で、財政班長の加藤岡でございます。

○加藤岡大祐財政課主査兼財政班長 よろしく申し上げます。

○森川裕之財政課長 なお、課員1名を補助員として同席させていただきましたので、よろしくをお願いいたします。

最後に私課長の森川でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

以後は着座にて失礼いたします。

○委員長（土屋忠和委員長） どうぞ。

森川課長。

○森川裕之財政課長 それでは去る8月25日に開催されました、全員協議会でお配りした9月補正予算の概要に沿って説明させていただきます。

議案第1号 一般会計補正予算（第3号）でございますが、既定予算に2億8,063万7,000円を追加するものでございます。

はじめに物価高騰対応に関わる補正予算として、大項目の1、給食費負担軽減対策1,913万円でございます。

物価高の影響を受ける学校教育施設及び保育施設に対して負担軽減対策を講じるもので、小中学校につきましては、令和7年度当初予算で、既に令和6年9月時点の物価を反映させた予算措置をしておりますので、それ以降の上昇分として、小学校は380万6,000円、中学校は240万2,000円をそれぞれ追加いたしました。保育施設につきましては、令和7年度当初予

算で、令和２年平均の物価を基に予算措置をしておりましたので、令和７年と比較した物価上昇分として、民間・公立合わせて1,292万2,000円を追加いたしました。

財源は３ページになります。大項目の７、主な歳入（１）の国の地方創生臨時交付金1,885万3,000円となり、残りは一般財源でございます。

１ページにお戻りください。

次に、その他の補正予算として、大項目の２、ふるさと応援寄附金促進費２億7,475万9,000円でございます。

令和７年７月末時点のふるさと応援寄附金の受入額が、前年同時期と比べ1.5倍ほどに達していることから、当初予算で７億円としておりました寄附見込み額を12億円まで引き上げるとともに、返礼等に関わる委託料などの必要経費を併せて増額するものでございます。

財源は３ページ、大項目の７、主な歳入（２）の一般寄附金でございます。

再び１ページにお戻りいただいて、大項目の３、システム整備関係事業896万4,000円でございます。

制度改正等に対応するため、システム改修などを行うもので、その内訳としまして、①全国瞬時警報システム受信機更新工事については、現行受信機のサポートが終了することから、新型受信機に更新するための費用として381万2,000円を計上いたしました。

財源は３ページ、大項目７の主な歳入（３）の市債380万円で、残りは一般財源でございます。

再び１ページにお戻りいただきまして、②基幹系業務システムミドルウェア更新については、業務端末を更新したことに伴い、基幹系業務システムについてもウインドウズ11に対応したミドルウェアに更新する必要があるため、その費用として367万8,000円を計上いたしました。

財源は全額一般財源でございます。

③戸籍情報システム改修については、戸籍振り仮名法制化に対応し、戸籍情報システムに職権記載機能を追加するための費用、81万4,000円を計上いたしました。

財源は３ページ、大項目７、主な歳入（４）社会保障・税番号制度システム整備費国庫補助金201万4,000円のうち81万4,000円でございます。

再び１ページにお戻りいただきまして、④国民年金システム改修については、令和７年度税制改正に関連し、年金機構に送付する所得情報等のデータ様式が変更になったことから、国民年金システムの改修費用として66万円を計上いたしました。

財源は3ページ、大項目7、主な歳入の（5）年金生活者支援給付金支給事務市町村事務取扱交付金66万円でございます。

2ページをご覧ください。

大項目の4、施設整備関係事業、488万9,000円でございますが、公共施設の老朽化等に対応するために必要となる経費で、その内訳としまして①弓道場については、放った矢が施設外に飛び出さないよう防矢ネットを追加整備する費用として159万9,000円、②大網白里アリーナについては、折畳み椅子及び台車の購入費用として138万6,000円、③農村ふれあいセンターにつきましては、圧力釜とガスコンロ、それぞれ3基の更新費用として103万7,000円、④農村環境改善センターについては、圧力釜1基とガスコンロ3基の更新費用として51万3,000円、⑤中部コミュニティセンターにつきましては、駐車場の陥没箇所の補修費用として35万4,000円をそれぞれ追加計上するものでございます。

財源は全額一般財源でございます。

続きまして大項目の5、生活困窮者自立相談支援事業、31万7,000円については、生活困窮者自立支援法の改正に伴い、既に業務委託している生活困窮者自立相談支援事業に居住支援を追加するもので、住まいに関する課題を抱えている方への支援を強化するため、支援員の配置に関わる経費を増額いたします。

財源は、事業費の4分の3が3ページになりますけれども、大項目7、主な歳入の（6）生活困窮者自立相談支援事業費等国庫負担金23万7,000円で、残りは一般財源となります。なお大項目5に関連しまして、大項目8、債務負担行為を追加いたします。

②番となりますが、生活困窮者自立相談支援事業につきましては、既に債務負担行為を設定しておりますことから、今回の事業費の増加に伴いまして、257万8,000円を追加して設定いたします。追加後の設定額は6,783万2,000円となり、設定期間は令和8年から令和11年度までとなります。

2ページをご覧ください。

大項目6、その他事業費の補正2,742万2,000円の減額でございますが、事業の執行見込みに合わせて所要額を補正するもので、①人件費の補正、3,032万3,000円の減額については、人事異動等に伴う予算額の過不足調整を行うものでございます。

②低所得者保険料軽減補助金返還金162万1,000円の増額につきましては、介護保険特別会計決算の確定に伴い、過交付となっている国県補助金の返還金でございます。

③ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金128万円については、ひとり親が就職の際に有利

となる資格の取得を目指して、養成機関で就業する間の生活費を支援する制度でございますが、対象者の増加が見込まれておりますことから、予算を増額するものでございます。

③の事業のみ財源がございまして、3ページになります。

大項目7、主な歳入の（7）母子家庭等対策総合支援事業費国庫交付金、96万円となります。

その下、（8）介護保険特別会計繰入金1,957万1,000円につきましては、介護保険特別会計決算の確定に伴うものでございます。

（9）財政調整基金繰入金2億7,291万4,000円の減額でございますが、ふるさと応援寄附金の増加、人件費の減額などにより、基金からの繰り入れを減額調整するものでございます。この調整により、補正後の財政調整基金繰入額は2億2,337万9,000円となり、基金の残高は17億2,643万7,000円となる見込みでございます。

続きまして大項目の8、債務負担行為の追加の①になりますけれども、市指定可燃ごみ袋製造管理配送業務でございますが、本業務につきましては、これまで単年度契約で行ってまいりましたが、令和8年度からは3年契約とし、令和8年度当初から直ちに事業を執行するため、今年度中に契約の締結を行う必要があることから、設定額7,491万円、設定期間を令和8年度から令和10年度とする債務負担行為を設定するものでございます。

続きまして、議案第10号の財産の取得についてご説明申し上げます。

本日の全員協議会でお配りいたしました、議案第10号説明資料をご覧いただきたいと思います。

本案は、消防ポンプ自動車1台を購入するに当たりまして、去る9月4日に制限付一般競争入札を行った結果、東京都八王子市の日本機械工業株式会社が、税込み2,967万8,000円で落札したことから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものでございます。なお落札率は99.01パーセント、配備先は、消防団、第4分団第2班、南今泉3区となります。

以上が議案第10号の概要でございます。

財政課からは以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長（土屋忠和委員長） お疲れ様です。

ただいま説明のありました内容について、ご質問等があればお願いいたします。なおその際は議案番号をお示しく下さい。どうぞ。

上代委員。

○上代和利委員 2点ほど教えていただきたいと思います。

議案第1号のその他の補正予算のふるさと応援寄附金になるんですけれども、昨年も11億某でしたっけ。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○上代和利委員 ですよ。それでお米も9割弱、90パーセント弱あるのかな。

(「ええ、そうですね、はい」と呼ぶ者あり)

○上代和利委員 そういった部分で頑張ってもらってるんだと思います。今年も今のところお米等も高いし、ある程度見込まれるという部分があるのかなと思いますけれども、新しい返礼品というか、知恵を、皆さん頭良い方がたくさんいらっしゃるわけですので、いろんな返礼品もたくさんあるんですけれども、本当にふるさと納税、うち頑張ってるなと思うんです。

ですので、本当にそういう新しい返礼品探し、返礼品作りを要望になるのか分からないですけれどもしていただきたいというのが1点です。

あと、もう1点が、議案第1号の6なんですけど、①、人件費の補正の3,000万円、3,032万の内訳というか、その2点を教えていただきたいと思います。

○委員長(土屋忠和委員長) 森川課長。

○森川裕之財政課長 まず1点目のふるさと納税に関わる返礼品の開発ということなんですけれども、担当課でも、職員がいろいろなところにお邪魔しまして、新たな返礼品の開拓っていうんですか、そういう活動もしてまして、いろいろ担当と話をしますと、前年が8億幾らだったと、今年度は11億円に達してるんですけれども、同じ1割という、米以外の返礼品の1割っていうのは維持してるんだと。ちょっとその辺は評価をしていただければと思います。

日々、新たな業者の発掘っていう作業はさせていただいてるということをご理解いただきたいと思います。

それと2点目、人件費の補正の内訳ですけれども、正職員が退職者が14名、入庁者が19名の異動があったんですけれども、その中で今年度、育児休業が6名、病欠が2名という状況でございまして、正職員の給料手当関係では、4,600万円ほど減額があったと。その一方で、この辺の休んでいる正職に変わりまして、会計年度のお手伝いがどうしても必要だったという課がございまして、そういうところで補強をした関係で、会計年度任用職員に関する人件費が1,600万円ほど増えているということで、差し引きが3,000万円少々の減額という結果になっております。

○委員長（土屋忠和委員長） 上代委員。

○上代和利委員 ありがとうございます。理解させていただきました。

返礼品は頑張っているんだと、1割はやってるんだと。まあでも努力してください。

確かに1割、細かいガラス細工はじめ、たくさんあるのは分かるんですけども、頑張っていたきたいと思います。

分かりました。ありがとうございます。

○委員長（土屋忠和委員長） 他の委員の方どうぞ。

黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 議案1号の1の給食費なんですけど、小中学校はこの間も既に手当しているからちょっと少ないという説明だったんですけど、その既に手当してる分と含めて、元々幾らだったのが幾らプラスになっているのかというね、基本的には全部食糧費なんですかね。

（「給食もそうですが、食糧というか材料を買うための」と呼ぶ者あり）

○副委員長（黒須俊隆副委員長） その電気代とかは入ってない。

（「入ってないです」と呼ぶ者あり）

○副委員長（黒須俊隆副委員長） じゃあ食糧費は物価高に基づくものだと思うんですけど、実際の物価高とその実際、今回手当している額との関係ってのがどうなってるのか、ちょっと説明をお願いします。

○委員長（土屋忠和委員長） 挙手の上発言をお願いします。

森川課長。

○森川裕之財政課長 申し訳ございません。

先ほどもちょっとご説明申し上げたんですけども、小中学校につきましては、令和6年9月時点の物価を押さえまして、それで足りるだろうという給食費、予算を計上しております。

一方、保育施設につきましては、令和2年度の平均の物価で、食材費を押さえてたものですから、おおよそ4年分の物価高に対応する予算を今回補正させていただいているということになります。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 物価高っていうか、その補正した分って合計幾らなんです

か1人当たり。

(「1人当たり」と呼ぶ者あり)

○副委員長(黒須俊隆副委員長) 小学校だけでいいです。

○委員長(土屋忠和委員長) 森川課長。

○森川裕之財政課長 1人当たりで言いますと、今回の補正の部分だけでよろしかったですか
.....

(「今回は書いてあるんですよ」と呼ぶ者あり)

○森川裕之財政課長 失礼しました。

物価高部分ってことでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森川裕之財政課長 従来ですと、1食当たり264円の措置をしておったんですけども、今回、当初予算時点では市の補助金を少し手厚く措置しまして、手厚くというか、86円分上乗せをしてまして、当初予算では1食当たり350円まで引き上げた予算措置をしておりました。

264円から350円まで引き上げた予算措置をしておりました。そのうち、市の補助金が86円でございます。350円のうちの86円を市の補助金で充てておりました。

補正後になりますと、これが総額が今度168.9円に小学校ではなりまして、そのうち市の負担が今度104.9円になります。

○委員長(土屋忠和委員長) 黒須副委員長。

○副委員長(黒須俊隆副委員長) 1食当たり264円が350円に当初予算でなっていて、今回のその措置では幾らになるんですか。

○森川裕之財政課長 今回9月補正が成立いたしますと、368.9円になります。

○副委員長(黒須俊隆副委員長) 368.9円になる。18.9円足したってことになる。

○森川裕之財政課長 はい。

それが全体の給食費ですので、そのうちの104.9円が市の補助になります。

○委員長(土屋忠和委員長) 黒須副委員長。

○副委員長(黒須俊隆副委員長) ということは去年まで264円だったのが、去年からもう物価高始まってたんだろうとは思いますが、この360円、100円以上上がったってことは何パーセントぐらい上がってんですかねこれで。

○委員長(土屋忠和委員長) よろしいですか。

森川課長。

○森川裕之財政課長 小学校の給食費でいいますと、32.5パーセントほど物価高になっているのかなと。従来の予算と比べまして、

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 32.5パーセントっていうと、そんなもんかなって気もしなくもないんだけど、例えば米なんて100パーセント以上、150パーセントぐらい値段上がってますよね。その何て言うんだ、上がった分だけが。だから元々の250パーセントぐらいになってるわけだね。

そういうことを踏まえて、これで足りるという根拠みたいなものは、どうやって調べたんですか。

○委員長（土屋忠和委員長） 森川課長。

○森川裕之財政課長 これは、今回、今年生産された米の値段を全く反映してなくて、今年7年6月時点の物価を押さえているんですね。なので、今回、米の取引価格がやっぱり上がってますので、今後もどこかの段階で不足が見込まれますので、補正措置をさせていただくようになるのかなと思っております。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 了解いたしました。

次に2のふるさと応援寄附金なんですけど、これ5億円その補正するわけで、経費が2億5,000万円じゃなきゃいけないんじゃないかと思うんですけど、これは何か予備費っていうことなんですか。

○委員長（土屋忠和委員長） 森川課長。

○森川裕之財政課長 当初予算でもやはり同じようなご指摘があつてご説明申し上げたと思うんですけども、いかんせん寄附が、駆け込みのポイントが10月末で、終わるサイトがございまして……

（「9月」と呼ぶ者あり）

○森川裕之財政課長 9月ですか、9月末まででポイントを付与が終了するということが決定しておりまして、その辺の駆け込みが増えてるっていう状況がございます。

それで、どうしても今回私どもが一般会計で準備してる予備費ってのは5,000万円しかなくて、返礼止まってしまうと寄附を受けられないっていう事態もありますので、ここはちょっと1割ぐらい余計にちょっと返礼の費用だけは計上させていただいてるという状況でございます。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） ということは、補正で6億8,000万円だから、13億円とか14億円近くまではOKだと、そういう考え方でいいんですか。

○委員長（土屋忠和委員長） 森川課長。

○森川裕之財政課長 そのとおりでございます。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 3番なんですけど、③、④は全額国費なんですけど、この①とか②みたいな、何かJアラートとか、国のあれですよ。

こういうものってのは交付税措置全部されてるものなんですか。

○委員長（土屋忠和委員長） 森川課長。

○森川裕之財政課長 ①につきましては、市債を充てておりますので、これ緊急防災・減災事業債になるんですけれども、この市債の発行額に対して70パーセントの交付税措置がございます。

②につきましては、これはもう全く単独の事業になりまして、一般財源となっております。以上です。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 何かJアラートみたいな何か国家事業みたいな気がしたんですけど、結構な額をそれなりにその何かシステム更新だとか何か、工事の度にお金が掛かるということなんですね。

○委員長（土屋忠和委員長） 森川課長。

○森川裕之財政課長 このJアラートの受信機につきましては、5年が経過するということで、サポート切れが予告されてますので、国の方からも、今回交付税措置がありますので、今年に限ってこの事業参入してもいいということだそうで、それで今回市債も計上して更新をかけるというような手順で進んでおります。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 4番なんですけど、圧力釜、ふれあいセンターは3基で100万円でね、環境改善センターは1基で50万円ってのはどういうことなのかちょっとお答えください。

○委員長（土屋忠和委員長） 森川課長。

○森川裕之財政課長 内訳をさらに細かくお話ししますと、農村ふれあいセンターの103万7,000

円のうち、圧力釜に関わる場所3基分の圧力釜に関わる費用が78万5,000円ほど、ガスコンロの交換工事、これも3基なんですけれども25万円ほどということでございます。

それで、農村ふれあいセンターも農村環境改善センターも同じものを入れるんですけれども、数量が異なるということで、金額に差が生じております。

以上です。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 同じものを入れるんだから同じように買って、同じその4基分の値段でやるとかそういう話にはならないもんなんですか。

○委員長（土屋忠和委員長） 森川課長。

○森川裕之財政課長 発注は、農村環境改善センターと農村ふれあいセンターと一緒に発注はするんですけれども、予算科目が違うものですから、予算上は分けて計上させていただいているということでございます。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 4番のそもそもの例えば、我々防矢ネット、「ぼうや…」なんて読むのこれ。

（「ぼうやネットです」と呼ぶ者あり）

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 防矢ネットが幾らかなって、159万円ってのが高いんだけか安いんだか全くわかんないんだけど、これどうやって額は決めたんですか。

○委員長（土屋忠和委員長） 森川課長。

○森川裕之財政課長 これは、参考見積もりを取らせていただいて、それを参考に積算し直すなりをして予算額を確定しております。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 先ほども消防ポンプのところでも参考見積もりを取って決めたっていう話が出たんですが、この参考見積もりって具体的にどうやって取って、それでそれがその参考見積もりが、そのまま採用するのか何か多少いじるのか、その辺はどうなってるのかお答えください。

○委員長（土屋忠和委員長） 森川課長。

○森川裕之財政課長 参考見積もりというのは複数社から徴収しまして、それで消防自動車に関して言いますと、庁舎の内部で積算が難しいので、入札の時に複数社入れば全国、消防車については全国に範囲を入札の資格を広げてますので、1社入ればいいということなんです。

ね。

1 社入札に参加していただければ、一応条件としてはクリアされるということで、一番安い価格を提示した者を参考に予算付けをしているという状況でございます。

この防矢ネット等に関しても、複数の業者からもらうパターンもあれば、ある業者さんから1社からもらって、内部で積算ができれば、公共単価で計算し直しまして、予算を立てると、そういう流れになっております。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 今度8番なんですけど、これまで①可燃ごみ、単年度契約が今度3年にするって話なんですけど、これ、設定額なんですけど、単年度契約が3年になって安くなるんですか。

○委員長（土屋忠和委員長） 森川課長。

○森川裕之財政課長 複数のところに見積もりを徴収しまして、単年度でやった場合と、複数年でやった場合と2パターン見積もりを徴収したようなんですが、複数年で契約した方が若干下がると、というような調査結果が出てると伺っております。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 最後に議案第10号なんですけど、参考見積もりについては先ほど伺いましたが、元々の車の何ていうんですかボディとかシャーシを買って、それで飾り付けとか機能をつけたりするのがこの会社だって話だったんじゃないかと思うんですが、元々のシャーシだかボディだかってそういうものってのは、トヨタとかそういうところから買うんですか。

○委員長（土屋忠和委員長） 森川課長。

○森川裕之財政課長 消防ポンプ自動車については、ちょっと私も行政組合の消防本部に行っている話を伺う機会があるんですけども、今、消防車両を整備するためのシャーシを供給してるのが「日野」と「いすゞ」だけだということとは伺ってます。

で、この制作する会社の方でそのシャーシを購入をして、どことは指定してはいないと思うんですが、お取引あるところから買ってきて、そこに^{ぎそう}艤装の制作した物を取り付けるという作業をしているということでございます。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） この主な仕様って載ってるんですけど、実際はもっとすごく細かくなっているのかそのいすゞだろうが日野だろうが同じようななんていうか機能という

か、そういうもので、この仕様はできてるんですかね。

○委員長（土屋忠和委員長） 森川課長。

○森川裕之財政課長 ポンプ装置はこういうものを設置しろ、しなさいとか、こういう例えば 2 段のバランスタービンポンプを設置しなさいとか細かな仕様がございますので、一応、シャーンシーのメーカーにこだわらず、同じ仕様のものででき上がってくるという仕様書を作っております。

○委員長（土屋忠和委員長） よろしいですか。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） はい。

○委員長（土屋忠和委員長） 他の委員の方。

猪崎委員。

○猪崎紀人委員 議案第 1 号で 1 の給食費の負担軽減についてなんですが、これ材料、食材でそれが物価高のパーセントを掛けてその分増やすということなんですけど、そもそも材料というのは、どんなような感じで決め、人数で決めているんでしょうか。それともこの学校はこれぐらいとか大まかな目安で決めてるんでしょうか。

○委員長（土屋忠和委員長） 森川課長。

○森川裕之財政課長 これにつきましては、栄養士の方で、栄養価でしたりカロリーとかそういう計算に基づいて食材、これだけ必要だっていうものがあって、それに対して給食を提供するのにちょっと不足が見込まれるっていうことで、予算要求が上がってきていると、そういうことだと思っております。

○委員長（土屋忠和委員長） 猪崎委員。

○猪崎紀人委員 ありがとうございます。

その場合にちょっと気になるのが、残食率とかっていうのを、把握しているのかどうか。他のところで、結構残食率を把握してる自治体と、把握してない自治体っていうのがあって、それで残食率を把握してるところは、いかにその食べ残しを少なくするために、それによってまた材料費が変わってくるので、そういう努力を結構してるっていう話を聞いてるんですが、本市ではどうなのかと思ひまして伺います。

○委員長（土屋忠和委員長） 森川課長。

○森川裕之財政課長 申し訳ございません、ちょっとそこまでは我々把握をしておりませんので、機会がありましたら担当課の方に聴取しておきたいと思ひます。

申し訳ございません。

○委員長（土屋忠和委員長） 猪崎議員。

○猪崎紀人委員 すみません、答えられない話を。ありがとうございます。

ぜひその辺も単純に増やす、負担軽減で増やすのは、本当それは賛成なんですけど、効率よく使うということも考えていただければなとそんなふうに思います。

以上です。

○委員長（土屋忠和委員長） 他の委員の方。

（発言する者なし）

○委員長（土屋忠和委員長） ないですかね。

出尽くしたようなので質問を終わりにいたします。財政課の皆さんご苦労さまでございました。退席していただいて結構でございます。

（財政課 退室）

・議案第 6 号 職員の育児休業等に関する条例及び大網白里市職員の勤務時間、
休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

・議案第 8 号 大網白里市議会議員及び大網白里市長の選挙における選挙運動の
公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（土屋忠和委員長） 次に、議案第 6 号 職員の育児休業等に関する条例及び大網白里市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 8 号 大網白里市議会議員及び大網白里市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務課を入室させてください。

（総務課 入室）

○委員長（土屋忠和委員長） 総務課の皆さんご苦労様でございます。

ただいまから当常任常任委員会に付託となった議案について審議を行います。時間の関係もありますので説明は簡潔明瞭にお願いいたします。なお、説明終了後に各委員から質問等があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから、速やかにお答えください。

また、本日も必ずマイクを使用をお願いいたします。

はじめに、課長から職員の紹介をしていただき、続けて、議案第 6 号及び議案第 8 号の説明をお願いいたします。どうぞ。

田邊課長。

○田邊哲也参事（総務課長事務取扱） 総務課でございます。よろしくお願いいたします。

まず職員の紹介をさせていただきます。

私の右隣におりますのが、副課長の高橋でございます。

○高橋和也総務課副課長兼選挙管理委員会書記長 よろしくお願ひいたします。

○田邊哲也参事（総務課長事務取扱） さらにその隣が行政班長の秋田谷でございます。

○秋田谷知則総務課主査兼行政班長 よろしくお願ひします。

○田邊哲也参事（総務課長事務取扱） 私の左側におりますのが、人事班長の猪野でございます。

○猪野一洋総務課主査兼人事班長 よろしくお願ひします。

○田邊哲也参事（総務課長事務取扱） 最後に私、総務課長の田邊でございます。よろしくお願ひいたします。

着座にて説明をさせていただきます。

それでは総務課からは、議案第6号、職員の育児休業等に関する条例及び大網白里市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、それとあと1点、議案第8号、大網白里市議会議員及び大網白里市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上2議案についてご説明をさせていただきます。

はじめに議案第6号から説明をさせていただきます。

お手元の資料を見ていただきたいと思います。まず改正の趣旨でございます。

地方公務員の育児休業等に関する法律、この法律が今回改正をされまして、制度が利用者にとって利用しやすい制度となりました。

そのうち、条例で定めることとされた事項につきまして、今回規定をするというのと、これと併せまして、仕事と育児の両立に資する情報の提供等の措置を講ずることについて規定の整備を図ろうとするものでございます。

資料の2番に改正の概要が記載してございます。

まず1点目が部分休業の拡充の関係でございまして、アと記載してある箇所、勤務時間の開始又は終わりに限る取扱いの廃止が1点目でございます。

こちらは、今まであった制度につきましては、勤務時間の開始もしくは終わりに重なるような形で部分休業を取得できるという制度でございました。この内容について、より取り易いような形で、勤務時間内のどの時間帯でも、この部分休業が取得できるようにするという

ものでございます。

続きまして、その下にイといたしまして、新たな部分休業に係る規定の整備というものが
ございます。

こちらも従来の制度と比較いたしますと、これまでですと、先ほどのアの絡みになりますが、1日2時間までの部分休業というふうなことで、なおかつ、取得単位は30分までという
制度内容であったものが、1年間に10日相当の範囲内で取得が可能になるという内容でござ
います。取得期間については毎年1月1日から3月の末まで。取得の単位ですが、1時間単
位での取得も可能という形になってございます。取得の上限ですが常勤職員の場合は、77時
間、これ年間ですね、77時間30分。非常勤職員の場合は、1日当たりの勤務時間に10を乗じ
て得た時間という改正の内容となっております。

それとあと、(2)仕事と育児の両立に資する情報の提供等の措置でございます。

職員から妊娠あるいは出産等についての申出が総務課の方にあった場合、あるいは職員が
3歳に満たない子を現に養育している場合につきまして、任命権者名でですね、仕事と育児
の両立に資する制度又は措置について、当該職員に対して情報提供を行うこととするという
ものでございます。

施行日につきましては、令和7年10月1日を予定してございます。

続きまして、議案第8号 大網白里市議会議員及び大網白里市長の選挙における選挙運動
の公費負担に関する条例の一部改正でございます。

こちら改正の趣旨にもございますように、この度、公職選挙法施行令が一部改正されまし
た。これに伴いまして、国政選挙における公費負担の限度額が引き上げられたことから、市
で行う選挙についても、これに準じた取り扱いをしようというものでございます。

資料の2番に改正の概要が記載してございます。

公費負担につきましては、ビラの作成、ポスターの作成、その他に、自動車に係る公費負
担というものがあるんですけれども、自動車については今回改正の対象から除外してござい
ます。

ビラにつきましては、現行7円73銭、これ1枚当たりの単価でございますけれども、こち
らが改正後は、8円38銭、ポスターにつきましては、印刷費が現行541円31銭単価でありま
すところが、586円88銭になります。ポスターの企画費につきましては、現行と改正後で変
更はございません。

施行日につきましては、公布の日からの施行を予定してございます。

以上でございます。

○委員長（土屋忠和委員長） ご苦労様です。

ただいま説明のありました内容について、ご質問等があればお願いいたします。なお、その際は議案番号をお示してください。どうぞ。

猪崎委員。

○猪崎紀人委員 議案第6号なんですけど、この部分休業なんですけど、これは育児休業に限るんでしょうか。

○委員長（土屋忠和委員長） 猪野班長。

○猪野一洋総務課主査兼人事班長 今回、改正となる部分については、対象が小学校就学前のお子さんを育てている職員が、今、課長の方から申し上げたような休業の制度を取得することができるというような内容となっております。

○委員長（土屋忠和委員長） 猪崎委員。

○猪崎紀人委員 ありがとうございます。承知しました。

○委員長（土屋忠和委員長） 他の委員の方。いらっしゃいませんか。

黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） これ、改正される内容ってのはこれ、大体全国一律なんですか。

それとも自治体によって結構差があるんですか。

○委員長（土屋忠和委員長） 猪野班長。

○猪野一洋総務課主査兼人事班長 そもそもの改正が、まず民間の労働法制、公務員に限らない民間の方の制度改正があって、それを受けて国家公務員が、その民間労働法制と同じ内容で改正がされておまして、国家公務員に倣う形で地方公務員についても同じような制度改正を行うこととなりますので、基本的には同じ内容になるかと思います。

以上です。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 改正されるのは悪いことじゃないと思うんだけど、例えば、小学校就学年齢まで、もう毎日時短だってことで1時間ずつ例えば早く帰るとしたら、でも最大で77日ってことですよね。まあ77時間30分だから、30分ずつ早く帰れば150日くらいですよね。有給休暇10日よりはずっとあるだろうから、だから有給休暇も15日でも20日でもいいんじゃないかって思うんだけど、なんで10日なんですか。

○委員長（土屋忠和委員長） 猪野班長。

○猪野一洋総務課主査兼人事班長 ちょっと先ほどの説明と重なる部分があるんですけども、一応国家公務員の方が先に制度改正がされておりまして、その国家公務員の方で、定められているのが、この10日相当ですね。我々で言うと1日の勤務時間が7時間45分、7.75時間なので、その掛ける10倍ということで77時間半ということとされておりまして、それに倣う形で、本市の方も制度改正をしているところです。

○委員長（土屋忠和委員長） 田邊課長。

○田邊哲也参事（総務課長事務取扱） すみません、一応、私の説明の中で、先ほどの資料のイの部分でございますけれども、従来の1日2時間の制度っていうのは、この10日の中には含まれません。

10日、1年につき10日相当っていうのは、新たに10日分が追加されるような、そういうふうな形で、すいません、ちょっとご質問の趣旨とは違うんですけども、言いそびれた部分がありましたので追加させていただきました。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） じゃあ有給休暇使ってさらに毎日1時間ずつっていうプラスのほぼ1年間この時短するなんてこともできるわけですか。

○委員長（土屋忠和委員長） 猪野班長。

○猪野一洋総務課主査兼人事班長 まず先ほどお手元の資料にあるアとイというのは選択制になってまして、どちらかを選択する形になります。

元々、アの制度は元々従来からあった制度で変更がないんですけども、新たにイで書いた部分のパターンも選択することが、できるという形になります。

で、有給休暇との両方取得するっていうのはもちろん可能ですので、例えば、従来どおりアの制度を使ってる職員につきまして、1日2時間、例えば、始業時間に合わせて朝の8時半から10時半まで、この育児部分休業を取得するという職員がいて、10時半に出勤してきて、他の都合があつて午後から有給休暇を取得するとか、そういったことは可能でございます。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長

（「良いですか」と呼ぶ者あり）

○委員長（土屋忠和委員長） 高橋副課長。

○高橋和也総務課副課長兼選挙管理委員会書記長 あと1点補足でございますけども、こちらの育児部分休業につきましては無給という形になりますので、その月の取得実績に応じて翌

月の支払う給料からその減額分、取得分に応じた金額を減額しておりますので、有給ではないという制度になりますので補足させていただきます。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 今までは30分単位だったのが、今度は1時間単位になるんですか。

○委員長（土屋忠和委員長） 猪野班長。

○猪野一洋総務課主査兼人事班長 今までのアのお手元のアの資料の部分については変わらないので、アで書かれているパターンで取得する場合は今まで通り30分、イの部分で取る場合は1時間が最低単位という形になります。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 非常にいい制度だと思いますけど、本市においてはね男の方が多いと思うんだけど、男性の育児休暇も同じようにこれ取れる制度設計なんですか。

○委員長（土屋忠和委員長） 猪野班長。

○猪野一洋総務課主査兼人事班長 これについてはそういう男性、女性関わらず、取得できる制度となっております。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 総務課としてはもう積極的にもう100パーセント男性に休暇を、こういう制度を使って取れというような、そういう何か方向性はあるんですか。

○猪野一洋総務課主査兼人事班長 育児に関わる休業で、今回の条例改正に関わる育児部分休業のほかに、完全にお休みを取る育児休業とかそういった制度もございます。

男性職員に対しても、お子さんが生まれたということで把握した場合にはこういった制度の説明をさせていただいた上で、育児休業の取得については、積極的に取得するように案内しているところでございます。

以上です。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 8号についてなんですけれども、議案第8号なんですけど、毎回、国政選挙における限度額が上がると、上がるみたいなパターンがこの間続いてるんじゃないかと思うんですけど、その都度その根拠、算定根拠を聞いているんですけど、そんなものはないという答えなんですけど、今回もそういう算定根拠はないんですか。

○委員長（土屋忠和委員長） 高橋副課長。

○高橋和也総務課副課長兼選挙管理委員会書記長 国におきましては参議院選挙が執行される3年おきに公職選挙法施行令の見直しを行っておりまして、今回の公職選挙法改正の理由につきましても、物価変動等を鑑みまして制度が改正されているということで、市の方といたしまして、独自の基準で、こういった根拠でこの金額に上げるというものは持っておりませんけれども、あくまでも国が定める政令で定める金額に準じてですね、金額を改定していくという考えを持ちまして、今回、改正条例の方を提案させていただいてるところでございます。

以上です。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 私は元印刷会社に勤めていたわけなんですけれども、皆さん方、印刷費は年々その物価高の影響で上がってるっていうふうにお考えなんでしょうか。お答えください。

○委員長（土屋忠和委員長） 高橋副課長。

○高橋和也総務課副課長兼選挙管理委員会書記長 印刷に限ってという部分になりますとなかなか私も専務専門的な知識がないので、あれですけど、消費者物価指数等で見ますと、国が公表してる統計上でいいますと、令和6年6月比で今年度は3.3パーセント増であるとか、あと最低賃金の方もですね今回最低賃金審議会の方で答申がされた中で、前年度比6パーセント上がってるというところもございますので、印刷に限った話ではございませんけれども、全体的な物価というものは上がっているという実態があるのかと思います。

その一方で印刷につきましては、今ネットで気軽に印刷をできるだとか、そういった形のものも増えておりますので、その作成の仕方によっては単価が下がっている、1部当たりの単価下がっているっていうところもあるかとは思いますが、実際この選挙でどのような形でポスターないしビラを作成するのかっていうところは各候補者様のお考えによるところもございますので、選挙管理委員会としましては、基本的に国が定めた基準に従ってですね改定をしていくことが、選挙に移行しやすいであるとかそういった環境の整備に繋がるものと考えておりますので、改定しようとするものでございます。

以上です。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 今回は例えば選挙自動車はないんですけれども、市になってこの制度がこういう負担制度ができてからね、今までは小さな2つくらいのスピーカーだったものが、みんなその大きな車で4つスピーカーでフォースピーカーの候補者が非常に増

えてるってのはもう一目瞭然でね、明らかで皆さん知らないわけじゃないわけだね。こんな大網白里市みたいなこの小っちゃい町でね、でかいワゴン車にウグイス嬢4人も5人も乗せてフォースピーカーなんてそんな必要は全くないわけですよ。

ところがこの制度がこういう制度設計になってるせいで、ぜいたくな選挙、金の掛かる選挙ってのが当たり前になっている現実があるわけですね。

印刷費だってね、市になったからって何の印刷の枚数、ポスターの数とかが増えたわけでもないのに、その平均10万円くらいだったらこうね印刷代が30万円に、その3倍ですよ。

もう本当におかしな話、今だったら10万円でも高いくらいなわけだね、ぜいたくな選挙を助長するようなこういう今回の改正についてね、何でさっきの給食費は、1円、2円、3円単位で細かくね、こうやっている中で、きっとそれはそれで上げてるわけだから良いんですけども、こんなポスター代とか、ポスター企画費、企画費は変わってないですけど、30万円も予算措置できんのかってこれ全くおかしな話でね、市長がね、自分の選挙のためにこういう予算編成権を私物化してやってる全くのでたらめな議案としか考えられないんですけど、そんなことを職員が言うわけにはいかないと思うんだけど、ちょっと物価の調査をしてね、これからも4年おきに議員選挙も市長選挙も掛かっていくわけですから、しかも全額その一般会計から負担するわけですから、もう思い切って本当に半分でも全く問題ないと私は思うわけだね、このぜいたくな選挙を助長するようなこういう改正を何でするんですか。

○委員長（土屋忠和委員長） 田邊課長。

○田邊哲也参事（総務課長事務取扱） すみません、直接のお答えにはならないのかもしれないんですけども、まず公費負担額が引き上げられたことに伴いまして、実際の契約、印刷業者の儲けが増えているのかどうかっていう部分については、すみませんがちょっとわからない部分はあります。

ただ、例えば直近の選挙でいいますと、確かに最近ネットでは非常に安い印刷業者っていうのもありますけれども、市で行われる選挙の場合は大体この近辺の業者に、発注するのが通例かと思ってます。

そこで当選された方、落選された方を含めまして前回の選挙だと、概ねこの近辺の業者に発注した上で、それでもなおかつ、その金額が限度額を上回る事例もいくつか散見されております。

上回らないまでも、この限度額に近い金額で契約をされている方というののもかなりの数いらっしゃると思いますので、ちょっと業者が意図的に金額を吊り上げているかどうかというところ

ろまではわからないんですが、実態としてはそういうふうな形で、契約が成り立ってるのが実情かなというふうには考えております。

以上です。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 総務課は資料ないって言うけど、市になったときに町時代の印刷費のデータと、市になったときの公費負担制度ができたあとのポスター代をきちんと調査しているんですよ。総務課が。調査してますよね。

課長、ご存じないですか。

○委員長（土屋忠和委員長） 田邊課長

○田邊哲也参事（総務課長事務取扱） 以前、その辺の調査を行ったというのは承知しております。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） その資料、持ってますか。

○委員長（土屋忠和委員長） 田邊課長。

○田邊哲也参事（総務課長事務取扱） 申し訳ございません、本日手元にはございません。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） ぜひ調査していただきたいんだけど、今でもね意図的に業者が近隣の業者が吊り上げてないっていう、この私の調査でね、大手の茂原の業者で豊文堂とマックスがあるんだけど、マックスが一番値段吊り上げて酷い会社ですよこれが。一番酷い会社。豊文堂が別に良い会社ってわけじゃないんだけど、豊文堂もそうですよ。

これ、長生村だとか白子町の選挙で、一体幾ら、公費負担のないところで幾らでねマックスや豊文堂がポスター代その受注してるか、ぜひ調べてみてください。

印刷屋がどれだけ市の財政にたかって商売してるかってのは明らかなわけでね、そんなこと調べればすぐ分かることなんだから、ぜいたくな選挙を助長するようなこういう法改正、条例改正には私は断固として反対だと申し上げます。

○委員長（土屋忠和委員長） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（土屋忠和委員長） ないようですので総務課の皆さんご苦労さまでございました。

退席していただいて結構でございます。

（総務課 退室）

○委員長（土屋忠和委員長） ではこれより各議案の取りまとめを行います。

議案第1号 令和7年度大網白里市一般会計補正予算について、ご意見及び討論等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（土屋忠和委員長） それでは、付託議案に対する審査結果の採決を行います。

議案第1号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（土屋忠和委員長） 賛成総員。

よって、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第6号 職員の育児休業等に関する条例及び大網白里市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご意見及び討論等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（土屋忠和委員長） それでは付託議案に対する審査結果の採決を行います。

議案第6号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（土屋忠和委員長） 賛成総員。

よって議案第6号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第8号 大網白里市議会議員及び大網白里市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご意見等、ご意見及び討論等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（土屋忠和委員長） なしということで。

それでは、付託議案に対する審査結果の採決を行います。

議案第8号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（土屋忠和委員長） 賛成多数。

よって議案第8号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第10号 財産の取得について、ご意見及び討論等ございませんか。

（「なし」「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（土屋忠和委員長） それでは付託議案に対する審査結果の採決を行います。

議案第10号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長（土屋忠和委員長） 賛成総員。

議案第10号は原案のとおり可決いたしました。

以上で、当委員会に付託された陳情及び議案の審査を終了いたします。

◎その他

○委員長（土屋忠和委員長） 次にその他ですが何かございませんか。

なければ以上で協議事項とその他を終了したいと思います。

◎閉会の宣告

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 以上をもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。

皆様、お疲れ様でした。

(午後 2時30分)